

市町村災害支援基準

平成 5年7月29日
改正 平成15年9月 1日
改正 平成18年8月29日
改正 平成25年3月19日
改正 平成26年7月25日

市町村への災害支援は、次の基準により市町村災害支援金（以下「支援金」という。）として支出するものとする。

1 対象となる市町村

風水害、火災、地震、その他（高潮、豪雪等）の災害で、災害救助法の適用を受けた市町村とする。

2 支援金の額

支援金の額は、次により市町村ごとに理事長が定めるものとする。

- (1) 住家が全壊した世帯数（以下「全壊世帯数」という。）に応じた支援金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、全壊世帯数が30世帯未満でも、全壊世帯数が25世帯以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊世帯数を30世帯として取り扱うことができる。

全壊世帯数	支援金の額
30世帯以上 ～ 40世帯未満	30万円
40世帯以上 ～ 50世帯未満	40万円
50世帯以上 ～ 60世帯未満	50万円
60世帯以上 ～ 80世帯未満	60万円
80世帯以上 ～ 100世帯未満	80万円
100世帯以上 ～ 150世帯未満	100万円
150世帯以上 ～ 200世帯未満	150万円
200世帯以上 ～ 300世帯未満	200万円
300世帯以上 ～	300万円

(注) 半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が全壊した1の世帯とみなす。

- (2) 前号のほか、全壊世帯数が30世帯以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者1名につき5万円を加算する。
- (3) 全壊世帯数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって支援金の額を定める。
- (4) 支援金の最高限度額は、1市町村ごとに総額500万円とする。

3 大規模な災害等の対応

大規模な災害等で前項各号により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響度等を勘案し、別途対応するものとする。

4 支援金の交付方法

支援金は、原則として当該都道府県市町村振興協会を通じて市町村に交付するものとする。

附 則

この基準は、平成 5 年 7 月 29 日から施行し、平成 5 年 7 月 1 日以降に発生した災害に係る見舞金について適用する。

附 則

この基準は、平成 15 年 9 月 1 日から施行し、平成 15 年 7 月 1 日以降に発生した災害に係る見舞金について適用する。

附 則

この基準は、平成 18 年 8 月 29 日から施行し、平成 18 年 7 月 18 日以降に発生した災害に係る見舞金について適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 7 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した災害に係る支援金から適用する。